

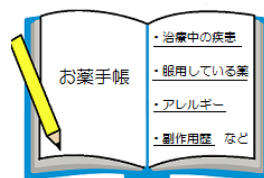
# 名家連ニュース

令和2年8月14日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.743号

## 障害年金復習シリーズ⑧ ❖ 治療歴・傷病名を確認 ❖

初診日から現在までの治療歴(入院・外来それぞれの時期や医療機関)や生活の様子(障害の状態)を書き出しましょう。精神疾患は一つだけでなく、他の精神疾患の症状と重なる場合が多いことにも着目していきましょう。

記録・整理していくことにより、申請をする段階で、年金診断書や病歴・就労状況等申立書などの必要書類を作成するときに役立ちます。



## 障害年金復習シリーズ⑨ ❖ 障害年金の対象傷病名 ❖

対象病名は、ICD-10(国際疾病分類F0～F9)の精神および行動の障害に定められています。代表的な対象病名は、躁うつ病、うつ病(気分障害)、統合失調症、自閉症スペクトラム(発達障害)、知的障害などです。



F4(不安障害や強迫性障害など)F5(摂食障害など)F6(人格障害など)については、その症状単独では障害年金の対象とはなりません。診断書の備考欄に「うつ病」や「統合失調症」の記載がプラスされていれば対象となります。また傷病名に「うつ病」「統合失調症」と書かれなくても、診断書の記載内容から抑うつ状態があることなどが判明できる場合は、対象となることがあります。

諦める前に、家族相談員に連絡し、医療機関で精神障害者の日常生活支援に携わっている精神保健福祉士(PSW)に、また、社会保険労務士などに相談するようにしましょう。

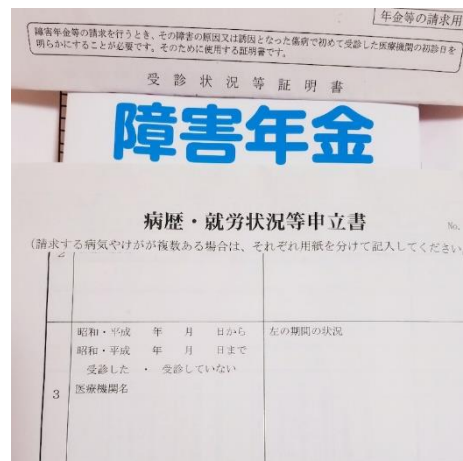
ICD-10(国際疾病分類F0～F9)の精神および行動の障害については、下記URLをご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000011ncr-att/2r9852000011nq2.pdf>

## 障害年金復習シリーズ⑩ ❖ 病歴・就労状況等申立書 ❖

障害認定のための主たる判断を行うための書類として、「診断書」のほかに、「病歴・就労状況等申立書」があります。「診断書」は医師が作成しますが、「病歴・就労状況等申立書」は家族が記入作成するものです。この「病歴・就労状況等申立書」は、発病から初診までの経過、その後の受診状況及び就労状況等について記入するもので、障害状態の認定における審査では重要な補足資料となります。特に診断書上で、障害等級に該当するか不該当かの微妙なケースでは、「病歴・就労状況等申立書」は極めて重要となってきます。

[病歴・就労状況等申立書](#)     [病歴・就労状況等申立書\(続紙\)](#)  
[記載要領\(病歴・就労状況等申立書\)](#)



## 障害年金復習シリーズ⑪ ❖ 障害状態確認届(更新) ❖

精神障害者のように変化する障害については、一定の期間（1年～5年）を区切って障害を再認定する仕組み（有期認定）になっています。

無拠出制（20歳前初診）の障害基礎年金を受けている方は、更新月が誕生月に統一され、日本年金機構から郵送されてくる「障害状態確認届（診断書）」も更新月の3カ月前になりました。時間に余裕ができましたので届いたら家族会、支援者と相談して「障害状態確認届」の診断書を主治医に依頼し、誕生月の月末までに提出してください。期限までに提出を怠った場合は、年金の支払いが一時止まりますのでご注意ください。期限までのご提出が難しい場合には、区役所の保険年金課または年金事務所にご相談ください。



審査結果は、支給継続・等級変更なしの場合は「次回の診断書提出についてのお知らせ」（ハガキ）、支給停止・等級変更の場合は「年金決定通知書・支給額変更通知書」の送付により通知されます。

障害年金は病気や障害のために収入を得ることができない人のための所得保障です。診断書の内容で、収入源が断ち切られることのないように十分注意していきましょう。

尚、現在は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、「障害状態確認届（診断書）」の提出は1年延長されています。（手帳診断書や自立支援医療の診断書も同様です。）

## 障害年金復習シリーズ⑫ ❖ 審査請求(不服申立) ❖

障害年金の請求書提出から審査決定まで、通常3ヶ月程度かかります。支給決定されると「裁定決定通知書」と「年金証書」が、不支給の場合は「不支給決定通知書」が郵送されてきます。

年金の決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で、地方厚生局内に設置された社会保険審査官に審査請求することができます。その決定に対してさらに不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、困難事例と予測される年金申請手続きや不服申立（審査請求や再審査請求）の際は、障害年金の代理申請の国家資格を有する社会保険労務士の活用をお勧めします。

社会保険労務士に支払う代理費用（着手金と成功報酬）は契約時に交わされます。成功報酬は障害年金の裁定請求が成功した場合に支払う費用です。

障害年金は認定されれば、申請の翌月分から支給されます。申請してから認定されるまで3カ月～4ヶ月程かかりますので、成功報酬は初回到振込まれてくる年金額で賄うことができます。

残りのお見舞い  
申し上げます

名家連  
役員一同

